

宮城県宿泊税レジシステム改修補助金 FAQ

【令和7年4月1日版】

No.	質問	県回答
1.補助対象者について		
1 - 1	仙台市内に所在する宿泊施設も補助対象となるか。	仙台市内に所在する宿泊施設に対しては、仙台市が同様の補助事業を行っており、県補助金の対象にはなりませんので、仙台市に交付申請をお願いいたします。
1 - 2	交付申請前に特別徴収義務者としての申請を済ませておく必要はあるのか。	本補助金の実績報告日または宿泊税条例に定める期日のいずれか早い日までに、宿泊税の特別徴収義務者の登録申請を行っていただければ問題ありません。
1 - 3	宿泊料金が一人一泊六千円以上にはならないが、本補助金の対象になるか。	宿泊料金が一人一泊六千円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である宿泊施設であっても、将来的な値上げ等を踏まえ、本補助金を活用しシステム改修等を行っていただくことは可能です。 なお、実績報告日または宿泊税条例に定める期日のいずれか早い日までに、登録義務免除対象宿泊施設の届出を行っていただくようお願いいたします。
1 - 4	将来的にも宿泊料金が一人一泊六千円以上になる見込みはないが、システム改修等の必要はあるのか。	宿泊施設で左記のとおり判断されるのであれば、県としてシステム改修等を求めるものではありません。
1 - 5	現在手書きで帳簿等を管理しているが、システム化しなければならないのか。	県として帳簿等のシステム化を求めることはなく、宿泊事業者様の判断で手書きでの対応を継続していただいて問題ありません。
1 - 6	レジシステムの所有者が特別徴収義務者（宿泊施設の経営者）と異なるが、本補助金の対象になるか。	原則としては特別徴収義務者となる宿泊事業者様を補助対象として想定しておりますが、宿泊施設所有者様など宿泊施設の経営に関与されている方を補助対象とすることも想定しております。
2.補助対象経費について		
2 - 1	想定している改修等の内容が補助対象経費となるか不明である。	見積等の資料を御準備いただいた上で、観光戦略課までお気軽にお問い合わせいただければと思います。
2 - 2	自動チェックイン機の導入を検討している。150万円では到底賄えないが、全額認められるのか。	自動チェックイン機は宿泊税の徴収に必要な機能以外にも様々な機能を有していると考えております。本補助金ではそのうち、宿泊税徴収にかかる必要な機能の追加に要する費用について、補助対象といたします。
2 - 3	宿泊税の機能を備えたシステムを新規に導入（既存システムから乗り換え）する場合は、補助対象となるか。	基本的には補助対象となりますが、申請時に実施内容を確認させていただき、省人化やDX化といった宿泊税導入とは直接関係のない整備（機能）に要する経費は、本補助金の対象外とさせていただきます。
2 - 4	既存システムを改修した場合、QRコードの使用といった宿泊税以外の機能追加も補助対象となるか。	宿泊税以外の機能追加については、宿泊税導入とは直接関係ないと思慮されますので、本補助金の対象外とさせていただきます。提出する見積書の写しについても、金額の内訳が分かるものを提出いただきますようお願いいたします。
2 - 5	宿泊税導入に伴うシステム改修について、システムエンジニアを派遣して作業してもらう場合も補助対象となるか。	システムエンジニアが実際に宿泊施設に来て作業しなければならないということであれば、補助対象となります。 なお、システム事業者との打ち合わせなどのために要した交通費や飲食費など、システム改修に直接要していない経費は補助対象外となりますので、予めご了承ください。
2 - 6	紙の領収書のデザイン変更や印刷費用、パンフレットの作成費用は補助対象にならないのか。	本補助金はレジシステム改修や整備などを対象とした制度ですので、紙の領収書やパンフレットに要する経費は対象外です。
2 - 7	本補助金の対象となる事業の開始時期はいつからになるか。	宿泊税関係条例が可決された令和6年10月17日以降に支出した補助対象経費であれば、交付決定前であっても本補助金の交付対象となります。

宮城県宿泊税レジシステム改修補助金 FAQ

【令和7年4月1日版】

No.	質問	県回答
3.補助金の額について		
3 - 1	150万円を超える大規模な改修を要する場合の事前相談は、どのように行えばよいか。	特段様式等を定める予定はありませんので、まずは実施内容や所要額が分かる資料を御準備いただき、観光戦略課までお問い合わせください。
4.補助対象外経費について		
4 - 1	なぜ、消費税は対象外なのか。	補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。消費税も含めた額を補助金として受領した場合は、重複した交付となってしまう、返還の必要が出てきてしまいますので、補助対象外とさせていただきます。
4 - 2	システム等の購入先の指定はあるか。	個人売買やネットオークション等、納品書や領収書等の書類が発行されない取引におけるハードウェアやソフトウェアの購入費用は補助対象となりませんので、ネット等で購入される場合は書類の発行ができるか事前の確認をお願いします。
5.交付申請手続きについて		
5 - 1	提出書類に関して注意事項はあるか。	見積書に記載されている改修費などの内容が「一式」のように表現されている場合、金額の内訳が判別できないことから、別途詳細な資料の提出や確認をお願いすることがあります。申請手続きがスムーズに進むよう、金額の内訳が明記された見積書の写しの提出にご協力をお願いいたします。また、同規模（部屋数または定員数）程度の施設における同等の内容の整備事例と比較して著しく高額な申請の場合においても、別途詳細な資料の提出や確認をお願いすることがあります。
5 - 2	メールやファックスで申請することはできるか。	申請は郵送でのみ受け付けています。また、事務局には受付窓口を設置しておりませんので、ご持参いただくことはお控えください。
5 - 3	複数施設を運営しているが、申請はまとめて行って良いか。	申請はまとめていただくことも可能です。ただし、その場合はどの施設がどのような整備を実施するのか、判別できるような資料の提出をお願いいたします。なお、仙台市内に所在する宿泊施設に対しては、仙台市が同様の補助事業を行っており、県補助金の対象にはなりませんので、仙台市に交付申請をお願いいたします。
6.実績報告手続きについて		
6 - 1	概算払いにより事業完了前に支払いを受けることはできないか。	本補助金における支払方法は、原則として事業実績確定後の精算による支払いを想定しておりますが、必要に応じて概算払いによる交付にも対応いたします。概算払いを希望される事業者様は、補助金の交付決定後に概算払請求書の提出をお願いいたします。
6 - 2	概算払いにより補助金をどの程度受領できるか。	概算払いは補助金交付決定額の範囲内で受領することができますが、事業終了後の確定額が概算払額を下回る場合、補助金の返納手続きが必要となりますので、御注意ください。
6 - 3	支払が完了したものから実績報告書を提出しても良いか。	申請した業務の支払いがすべて完了してから、まとめて報告いただきますようお願いいたします。
7.その他		
7 - 1	現時点では一人一泊六千円以上の宿泊がないが、将来的に六千円を超えた場合は、補助を受けることができるか。	一人一泊六千円以上の宿泊がなく、申告納入すべき宿泊税額が年間を通じて発生しないことが確実である宿泊施設であっても、本補助金の対象となります。将来的に六千円を超えることが見込まれる場合は、令和7年度中の改修であれば補助対象となります。